

第7回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第7回岩手町農業委員会総会は、令和6年1月23日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番 佐々木 金見

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 白籟 康夫
農地利用最適化推進委員 浦田 孝則

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第7回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、7番田中正志委員、8番瀬川浩美委員のご兩名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求

めるものでございます。

議案書は5ページになります。

番号15、土地の所在は、大字沼宮内第20地割地内の田8筆4,257㎡、大字沼宮内第33地割地内の田1筆2,715㎡、及び大字沼宮内第35地割地内の田2筆2,699㎡、合計11筆9,671㎡について、昨年まで地域の農業者の方が貸借により耕作しておりましたが、期間満了により更新できないとの事で記載の農業者の方が、年間10アール当たり玄米2俵にて、5年間貸借していくものでございます。

場所につきましては、7、8ページをご覧ください。

議案書は、9ページをご覧ください。

番号16、土地の所在は、大字土川第4地割地内の畑2筆、面積8,625㎡について、所有者は相続により親の農地を取得しておりましたが、県外に在住しており耕作及び管理はできないため、先代の頃より記載の譲り受ける農業者の方に貸借しておりました。

また、昨年度土川・新田地区での農地中間管理事業の地域集積により貸借の契約を行なっておりましたが、今回記載の金額にて売買することになったものでございます。なお、10アール当たり約116,000円となります。

場所につきましては、10ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

本日、午前9時から藤澤委員、浦田推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号15番と16番の農地について報告します。

15番の農地は●●から北側100メートル程の所とそこから更に1キロメートル弱北上した所の国道を挟んで東西にそれぞれあり、全筆耕作管理されておりました。

16番の農地は、●●の南側約300メートルの所にあり、こちらも耕作管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま報告をいただきました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、11ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めますのでございます。

議案書は12ページをご覧ください。

番号13、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の登記地目、畑、現況地目、宅地介在畑1筆、現況面積401㎡と現況地目、畑1筆、現況面積112.5㎡の計2筆513.5㎡について、東北新幹線第1五日市トンネル延伸工事に伴う一時転用であります。

工事予定期間は1年7カ月で、賃料は月額記載の金額でございます。

場所につきましては13ページ、事業計画書等は14ページから15ページ、岩手県への農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書は16、17ページをご覧ください。

この案件につきまして現地調査をしておりますので、調査員から報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

浦田推進委員 現地調査の結果について、推進委員の浦田から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号13番の農地について報告します。

13番の対象地は●●前の道路と新幹線を挟んだ所、その向かい側の所にあり、全筆遊休農地化しておりました。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも

問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、事務局から説明いたします。

受付番号 13 番の申請について説明いたします。

申請理由は東北新幹線高速化工事に伴うトンネル延伸工事によるものであり、1 年 7 カ月間の一時転用となります。

土地の利用計画は 15 ページ掲載の図面の通りとなります。

続きまして、16 ページ及び 17 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

総じて許可足り得るものであると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第 3 号

議 長 次に日程第 6、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 3 号。議案書は 18 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき策定された令和 5 年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、19 ページをご覧ください。

番号 127 についてですが、今年度実施しておりました境田・ニッ森地区の農地集積事業において、先月契約した農地の隣接する農地の追加分となります。

番号 128 について、農地中間管理事業による売買支援事業を活用した所有権移転でございます。売買する農地は、新田地区にある大字土川第 5 地割地内の田 1,387 m²について、記載の金額にて売買するものでございます。10 アール当たり約 72,000 円となります。

番号 129 について、先ほどと同じく農地中間管理事業による売買支援事業を活用し、所有権移転するものでございます。売買する農地は、大坊地区にある大字江刈内第 19 地割地内の田 2,412 m²について、記載の金額にて売買するものでございます。10 アール当たり約 33,000 円となります。

この 2 件につきましては、岩手県農業公社へ所有権移転し、来月農業公社より担い手である認定農業者の方々への所有権移転の案件として提案する予定であります。

なお、128、129 の所有者の方々は、後継者もなく労力不足のため譲りたいとの希望によるものでございます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 3 号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第 4 号

議 長 次に日程第 7、議案第 4 号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 4 号。議案書は 21 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、策定された岩手町農用地利用集積等促進計画案について意見の決定を求めるものでございます。

22 ページをご覧ください。

中間管理事業の賃借権により耕作しておりました記載の●●さんが、仕事で怪我をされてから耕作を続けていくのは難しいとの事で、一戸町と岩手町の広域認

定農業者の記載の株式会社●●が引き継いでいくものでございます。

土地の所在は、御堂第3地割地内の8筆 104,434 m²、行政区ですと吉谷地地区となります。

なお、賃料につきましては、●●さんの自作地につきまして、農業公社との使用貸借を賃貸借に変更しております。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

1 番 幅 委 員 何をやっている会社なのか。

局 長 補 佐 畜産です。大志田ダムに行く反対側、家向にあります。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり異議なしとすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第7回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時56分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

7 番

8 番